



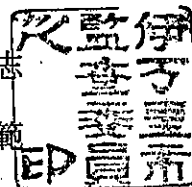
伊万里市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、
同条第9項の規定により報告文書のとおり公表する。

令和5年1月11日

伊万里市監査委員 井 関 勝 志

伊万里市監査委員 力 武 勝 範



定期監査結果報告書

伊万里市監査基準に準拠し実施した定期監査について、下記のとおり報告する。

1 監査等の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査等の対象

| | |
|--------|-----------------|
| 監査対象期間 | 令和3年度、4年度 |
| 監査対象 | 総務部、市民交流部、健康福祉部 |

3 監査等の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、行政事務における能率性、合理性、並びに適法性についても着目し監査を行った。

4 監査等の実施内容

事務の執行について必要な資料を求め、関係職員の説明を聴取して実施した。

| 監査対象 | | 監査実施期間 |
|-------|---|-----------------------------|
| 総務部 | 秘書課 総務課 防災危機管理課、 税務課 収納管理課 契約管理課 消防調整課 | 令和4年10月4日から 令和4年10月13日まで |
| 市民交流部 | まちづくり課 シティプロモーション推進課 人権・同和対策課 市民課 環境政策課 市民センター | 令和4年10月25日から 令和4年11月4日まで |
| 健康福祉部 | 長寿社会課 健康づくり課 新型コロナワクチン接種対策室 福祉課 子育て支援課 | 令和4年11月9日から 令和4年11月24日まで |

5 監査等の結果

財務に関する事務の執行及び行政事務は、おおむね適正に処理されていた。

監査結果は次のとおりである。このほか軽微な事項については、監査の折及び講評において指導した。

今後においてもさらに適正かつ効率的・効果的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のためなお一層の努力をされたい。

| | 総務部 | 市民交流部 | 健康福祉部 |
|---------|-----|-------|-------|
| 勧告 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 重要な指摘事項 | 0件 | 0件 | 0件 |
| その他指摘事項 | 0件 | 0件 | 2件 |

(重要な指摘事項) 法令等に違反又は不当と認める事項で、その程度が重大又は著しく妥当性を欠き、改善及び是正の措置を講ずる必要があると認めるもの

(その他指摘事項) 法令等に違反又は不当と認める事項で、重大な指摘事項には至らないが改善及び是正の措置を講ずる必要があると認めるもの

6 措置状況の報告について

勧告及び指摘事項については、伊万里市監査結果の取扱基準において措置状況の報告を求めるとしている。なお、措置が講じられたものについては、地方自治法第199条第14項に基づき監査委員が公表することとされている。

【指摘事項】

健康福祉部 長寿社会課

| | |
|-------|---|
| 指摘事項 | 1 介護保険居宅介護住宅改修費の未支給について |
| 監査の結果 | <p>介護保険居宅介護住宅改修費の支給において、令和元年6月に提出された住宅改修完了届が書類不備により保留したまま未支給となっているものが確認された。保留する理由は住宅改修完了届に添付される業者からの写真の不備によるとの説明であったが、3年以上の間保留としておくことは不適切な事務処理と言わざるを得ない。</p> <p>また、本件は高額介護サービス費等支払資金貸付制度を利用されているため、改修費相当の額が貸付基金から業者に直接支払われており、申請者に直接不利益を生じさせてはいないが、住宅改修費の充当がなされていないことから基金においては未償還金となっている。</p> <p>早急に対応を協議し、適正な事務処理を行われたい。</p> |
| 根拠条文等 | <p>伊万里市介護保険法施行細則第22条 (償還払いに係る費用の支給申請等)</p> <p>伊万里市介護保険高額介護サービス費等支払資金貸付基金条例施行規則第5条(貸付金の授受)</p> <p>〃 第6条(償還の方法)</p> |

健康福祉部 子育て支援課

| | |
|-------|---|
| 指摘事項 | 1 延長保育の利用手続きについて |
| 監査の結果 | <p>市立保育園における延長保育の利用手続きについては、保護者からの利用申込書の提出を受け、利用の可否を決定し、承諾書又は不承諾書を保護者に通知することになっているが、可否の決定及び通知がされておらず規定と異なる事務処理がなされていた。</p> <p>このことについては、令和元年度以降の子育て支援課及び保育園の定期監査において、実務に即した規則等の改正などの措置を講じるよう毎回指導を行ってきている。早急に対応を図られたい。</p> |
| 根拠条文等 | 伊万里市立保育園運営規則第7条(延長保育の利用手続) |